

消費生活相談 TEL : 0587 - 53 - 0505

月曜日～金曜日（土日祝日除く） 9～12時、13時～16時30分

新聞広告の通販や、テレビショッピングなどの電話注文時、

意図せぬ定期購入に注意！



別の商品やサンプル等を勧められ承諾したら、そちらが主契約の定期購入になっていた！



新聞の折込広告で通常の半額の「拡大鏡」を見つけ、販売業者に注文の電話をした。その際、『目に良いサプリメントのサンプルを送る』と言われた。

後日拡大鏡とサプリメントが届いたが、同封の「明細書兼請求書」には、拡大鏡が「プレゼント」、サプリメントが約3,000円と記載されていた。

その後2ヵ月連続、同じサプリメントが届いたので、おかしいと思い「明細書兼請求書」を改めて確認すると「1年定期」と記載があった。注文した覚えはない。（80歳代）

トラブル防止のポイント

たとえサンプルであっても注文品以外のものを勧められたら、興味がなければきっぱり断り、興味を持った場合も、定期購入になっていないか等の詳細を確認し、説明が理解できなければ断りましょう。

商品到着後は、明細書などで定期購入になっていないか確認することが大切です。



意図せず定期購入になっていたら、すぐに販売業者に申し込んでいない事を伝えましょう。

お困りの場合は、消費生活センターにご相談ください。

悪質商法による被害にあった」「お試し購入のはずが定期購入になっていた」などの消費者トラブルで困っていませんか？

また、「投資や副業といった儲け話」や、「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」「保険金が出るようサポートする」など、「保険金が使え」と勧誘する住宅修理サービスに関するトラブルで困っていませんか？

そんなときは一人で悩まずに、お住まいの最寄りの消費生活センターにつながる消費者ホットライン「188（いやや!）」にご相談ください。



消費生活講座を開催します

「セカンドライフと生命保険」

日時 5月24日（水）午前10時～11時30分

講師 公益財団法人 生命保険文化センター 山口良司 氏

場所 Home&nicoホール（江南市民文化会館）第1会議室

「ネット通販の正しい使い方」

日時 5月29日（月）午後2時～3時

講師 公益社団法人 全国消費生活相談員協会 和田恭子 氏

場所 Home&nicoホール（江南市民文化会館）第2会議室

申込み・問合せ

5月17日（水）までに江南市役所市民サービス課（西分庁舎窓口）54-1111（内線225）まで